

# 都留市社会福祉法人認可基準

平成 25 年 4 月

都留市市民厚生部福祉課

## 都留市社会福祉法人認可基準

社会福祉法人（社会福祉協議会、社会福祉事業団及び共同募金会を除く。（以下「法人」という。）設立認可については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）、社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発 794 号、児発第 908 号。以下「審査基準」という。）、社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号。以下「審査要領」という。）その他の関係法令によるほか、この基準によるものとする。

### 第 1 基本的事項

- 1 設立代表者は、法人の理事長就任予定者であること。
- 2 法人は、法第 2 条に規定する社会福祉事業を行うために設立されるものであること。但し、次に掲げる場合は、原則として法人の設立を認めない。
  - (1) 法第 2 条第 3 号第 9 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を行う場合
  - (2) 法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業を行う場合
  - (3) 第 2 種社会福祉事業である相談に応じる事業のみを行う場合
  - (4) 第 2 種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみを行う場合
  - (5) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われる場合
- 3 補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合は、当該補助金の交付が確実に became した後でなければ認可は行わないこと。
- 4 設立代表者が既に別の法人の代表者である場合、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業体を設立する必要が認められるものであること。

### 第 2 定款

審査基準別紙 2 記載の社会福祉法人定款準則に準拠していること。

### 第 3 法人の資産

- 1 法人は社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。社会福祉の用に供する不動産の全てが国若しくは地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けたものである場合は、1,000 万円に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券、又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していること。

2 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けるとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

3 特別養護老人ホームの設置に必要な土地及び建物については、設置者が所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましい。

しかし、特別養護老人ホームを設置する場合で土地の取得が困難な場合には、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて差し支えないこと。但し、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の土地の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

4 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」の設置に必要な土地及び建物については、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととするが、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が入所施設（社会福祉事業等）の定員の合計数の2分の1を超えないこと。

(2) 貸与を受けている不動産について、サテライト型居住施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

(3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

5 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域にも拡大する。但し、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 貸与を受ける土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。但し、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わなくても差し支えないこと。

(2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

6 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。但し、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込

める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁（市長）が認める額を資産とすることができること。

7 居宅介護等事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に限る。）をいう。以下同じ。）の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

(1) 5年（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合は当該居宅介護事業所の所在地の市長村長が法人格を取得することについて推薦した場合には3年）以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(2) 都留市の区域内においてのみ事業を実施すること。

8 共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に限る。以下同じ。）の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

(1) 5年（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合は市長が認めた場合は3年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(2) 都留市の区域内においてのみ事業を実施すること。

9 介助犬訓練事業又は聴導犬事業の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

(1) 5年（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合は市長が認めた場合は3年）以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。

(2) 都留市の区域内においてのみ事業を実施すること。

10 法人の設立に際して、寄付金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認できるとともに、寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書等により確認できること。

11 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その

他必要とされる経常経費について、寄付金が予定されている場合も 10 と同様であるが、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その他の生活を維持できると認められる額を上回り、かつ、年間の課税所得の 4 分の 1 以内であること。

- 12 必要な資産として、運用財産のうち当該法人の年間事業費の 12 分の 1 に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者自立支援法上の障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12 分の 2 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金を有していること。

- 13 不動産の賃借による場合、賃貸借の水準は、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められることが必要であること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

#### 第 4 役員（理事及び監事）

- 1 関係行政庁の法人の役員になることは適当ではないこと。
- 2 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- 3 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- 4 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表者を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊な関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。
- 5 理事の定数は、6 人以上の確定数とすること。
- 6 各理事と親族等の特殊な関係にある者は、理事の定数に応じて次の範囲内にあること。

理事定数	親族等の人数
6～9 名	1 名
10～12 名	2 名
13 名以上	3 名
- 7 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこと。
- 8 理事には社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加える

こと。

(1) 次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

(2) 次のような者は、地域の福祉関係者であること。

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

- 9 社会福祉事業を経営する法人にあっては、1人以上の施設長等が理事として参加すること。但し、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- 10 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- 11 監事の定数は2人以上の確定数とし、監事のうち1人は財務諸表を監査し得る者であり、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者（第4の8(2)オを除く。）であること。
- 12 監事は、他の役員と親族等の特殊な関係にある者であってはならないこと。
- 13 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行うものであってはならないこと。

## 第5 評議員会

- 1 法人には、評議員会を置くこと。但し、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
  - ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉法人
  - ② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）
  - ③ 介護保険事業

- 2 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数の確定数とすること。
- 3 評議員と親族等の特殊な関係にある者は、評議員の定数に応じて理事の場合と同様の範囲内にあること。
- 4 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行うものが評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- 5 評議員には、自治会、町内会、商店会等の役員、民生委員等、地域の代表者を加えること。

#### 第5 その他

- 1 その他、提出書類等の詳細については、別冊「社会福祉法人設立認可申請の手引」を参照すること。